

入札時の注意点

必ずお読みください。

- 入札時に入札書ごとに、入札書とともに、暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」を提出する必要があります。
- また、上記陳述書の「陳述」欄「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。
- 上記陳述書（☐にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は、入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

◆ 旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は、旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 9 日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 伊 藤 早 穂

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 29 日から 令和 8 年 11 月 6 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 11 月 10 日 午前 10 時 00 分 旭川地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 11 月 26 日 午前 9 時 50 分 旭川地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 11 日から 令和 8 年 11 月 18 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 9 日から当庁競売係書記官室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	1,280,000 1,024,000	一括	256,000	45,355	11,045
1	20,000				
2	420,000				
3	840,000				
	</				



物 件 目 録

1 所 在 旭川市秋月二条二丁目

地 番 3 番 5 8

地 目 宅地

地 積 9. 2 9 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 旭川市秋月二条二丁目

地 番 3 番 6 0

地 目 宅地

地 積 1 7 3. 9 3 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

3 所 在 旭川市秋月二条二丁目 3 番地 6 0

家屋 番号 3 番 6 0

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 6 7. 1 3 平方メートル
2 階 6 0. 4 1 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 6 7. 9 4 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1



物 件 明 細 書

令和 8年 9月 3日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 伊 藤 早 穂

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイルとして備え付けられています。

（このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。）



11

物 件 目 録

1 所 在 旭川市秋月二条二丁目

地 番 3 番 5 8

地 目 宅地

地 積 9. 2 9 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 旭川市秋月二条二丁目

地 番 3 番 6 0

地 目 宅地

地 積 1 7 3. 9 3 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

3 所 在 旭川市秋月二条二丁目 3 番地 6 0

家屋 番号 3 番 6 0

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 6 7. 1 3 平方メートル
2 階 6 0. 4 1 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 6 7. 9 4 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1



令和 8年(ヌ)第 12号
令和 8年 7月22日受理
令和 8年 8月12日提出

現況調査報告書

旭川地方裁判所

執行官 勝 瀬 康 弘

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 旭川市秋月二条二丁目

地 番 3 番 5 8

地 目 宅地

地 積 9. 29 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 旭川市秋月二条二丁目

地 番 3 番 6 0

地 目 宅地

地 積 173. 93 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

3 所 在 旭川市秋月二条二丁目 3 番地 6 0

家屋 番号 3 番 6 0

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 67. 13 平方メートル
(1 階現況床面積 約 67. 94 平方メートル)
2 階 60. 41 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

(1 枚目)



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	旭川市秋月2条2丁目1番16号		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 地積図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階 約67.94平方メートル 2階 60.41平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

その他の事項

- 1 本件物件2土地の略西角に境界標(石)が確認できたので、同境界標を基点にして実地に概測したところ、本件各土地は概ね公図のとおりと思われるが、正確には測量を要する。
- 2 本件各土地は、略西側で接する市道とほぼ等高な平坦地であり、本件各土地が一团となって、本件建物の敷地として利用されている。
なお、市道以外の隣地(3番13、3番40、3番61)とも、ほぼ等高に接している。
- 3 本件建物の外壁等には、視認する限りにおいて、目立った損傷等は見当たらなかった。
- 4 物件2土地上に、スチール製仮設物置(約3.08平方メートル)が存在する。
- 5 物件2土地上の外構工事としてインターロッキング舗装及び融雪槽が存在する。
- 6 本件建物2階にバルコニー(約7.44平方メートル)が存在するが、その構造上本件建物の床面積として算入していない。
- 7 本件建物1階(玄関部分)に未登記の増築部分(約0.81平方メートル)がある。
- 8 隣地の住人によれば、令和4年5月頃に、本件建物内において、旧所有者Cが不自然死しているとのことであり、その頃以降、本件建物は空家の状態とのことであった。
- 9 隣地の住人によれば、令和4年11月頃に本件建物の2階の水道管が凍結して破裂し、玄関から水が流れ出すような事態となり、水道局の関係者等が本件建物内に出入りしていたとのことである。
- 10 隣地の住人によれば、本件建物の2階の窓(2箇所)が、令和4年5月以降開いたままの状態だったとのことであった。
- 11 本件建物1階の洋室2、3及び廊下の天井材が、広範囲にわたり剥落している。
- 12 本件建物の内装材の黄ばみや汚れが目立つほか、ペットによるものとみられる引っ掻き傷等が確認された。
- 13 本件建物は令和4年5月以降空家の状態とのことであり、それ以降窓が開いたままになっていることもあり、保守管理状態は非常に劣り、設備等が正常に稼働するかどうかは不明である。
- 14 本件建物は、上記のほかにも、経年相当の劣化、損傷等が存在するものと思われる。
- 15 上記のほかは「関係人の陳述等」のとおり

関係人の陳述等

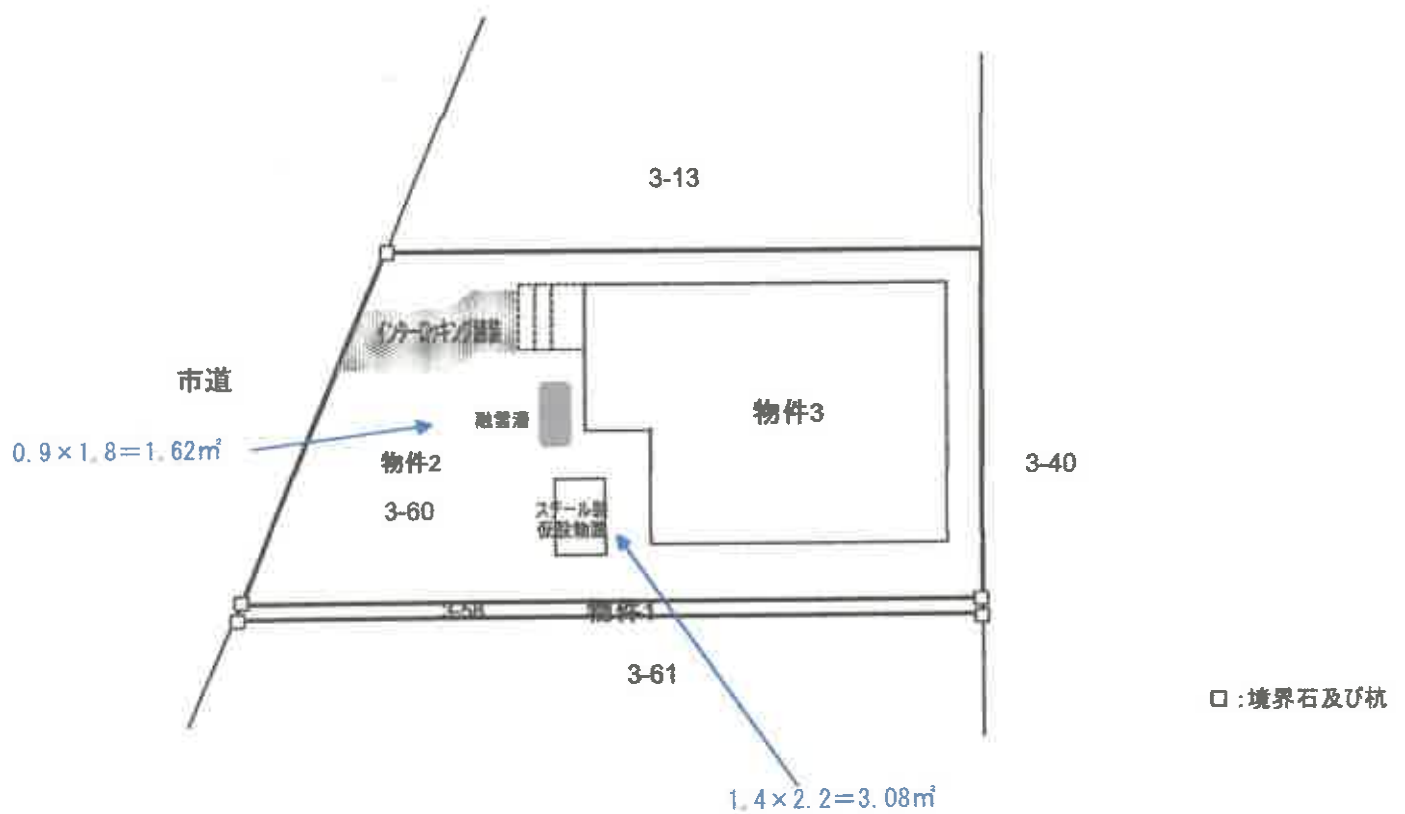
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ 隣地の住人 ■ 共有者A	1 本件建物には、元々Cが住んでいましたが、令和4年5月頃に、本件建物内で不自然死しており、それ以降は空家の状態です。 2 本件建物では、令和4年11月頃に、2階の水道管が破裂して玄関から水が流れ出るような状態になって、水道局の関係者が本件建物内に出入りしていました。 3 本件建物が空家になって以降、2階の窓が2箇所ずっと開いたままの状態でした。 4 Cが不自然死して以降、Cの妻が本件建物に出入りしているのを何度か見たことがありますが、最近は見えていません。 1 本件土地建物について、私が共有者になっているということですが、詳しいことは分かりませんし、本件建物の鍵も持っていません。 2 Cは私の弟になりますが、Cの妻が今どこに住んでいるかは知りません。 3 Cが本件建物内で不自然死したことは知っていますが、詳しいことは分かりません。

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年7月22日 (水) 16:00-16:30	物件所在地	土地調査、写真撮影、隣地の住人から占有状況についての聴取調査
8年7月23日 (木) 9:30-9:50	旭川市役所	税務資料 (建物間取図、地番図) 交付申請、同受領
8年7月23日 (木) 14:00-14:20	執行官室	共有者Aから事情聴取 (電話)
8年7月23日 (木) 16:00-16:20	物件所在地	解錠に向けた調査
8年7月29日 (水) 13:30-15:15	物件所在地	立入調査、写真撮影、立会人D立会
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8年 7月29日 本件建物は不在で施錠されていたので、立会人Dを立ち会わせた上で、解錠業者に開錠させて本件建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		



1:200

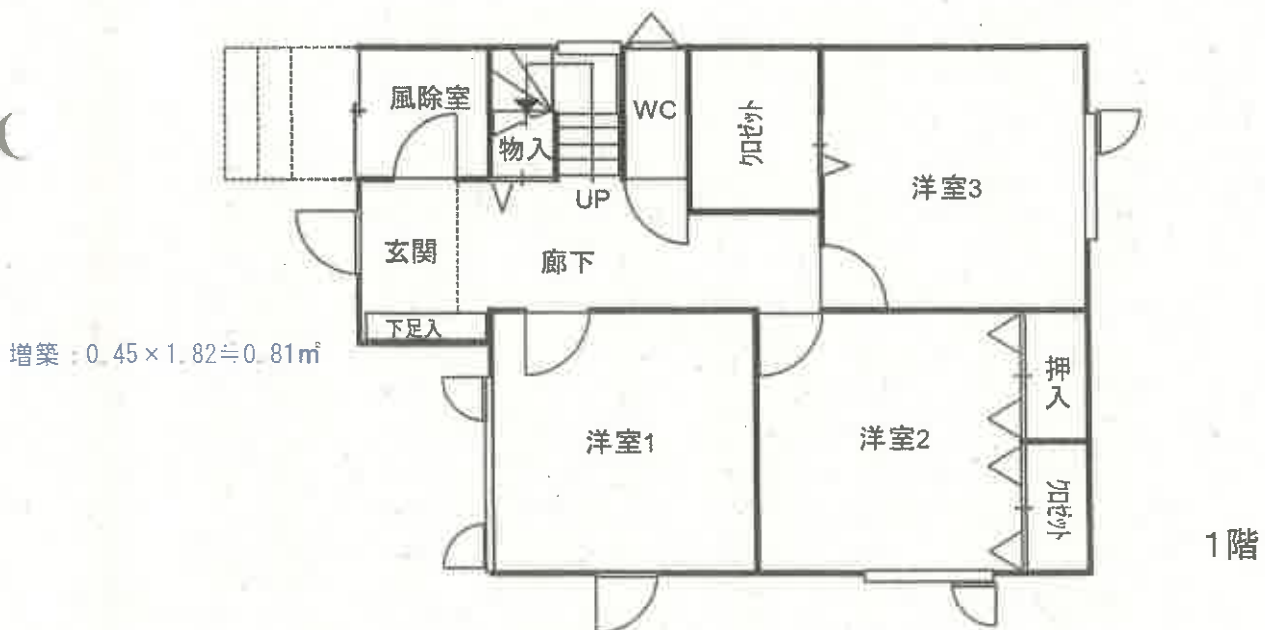


土地建物位置関係図

これは概略図である



登記		現況
67.13	1階	67.94 (+0.81)
60.41	2階	60.41
127.54㎡	合計	128.35㎡ (+0.81)



建物間取図

これは概略図である

1



本件建物の外観、本件土地の形状

2



本件建物の外観、本件土地の形状

3



1 階洋室 1

4



1 階洋室 2

5



1 階洋室 3

6



2 階居間、食堂

7



2 階台所

8



2 階ユーティリティ

9



2 階浴室

10



2 階洗面

11



2 階バルコニー

12



1 階洋室 1 の床の絨毯にカビが発生している状況

13



1 階洋室 2 の天井クロスが剥離して落ちている状況

14



1 階洋室 2 の天井クロス及び石膏ボードが損傷している状況

15



1 階洋室 3 の天井クロス及び石膏ボードが損傷している状況

16



1 階洋室 3 の天井クロス及び石膏ボードが損傷している状況

17



1 階廊下の天井の損傷状況

18



1 階廊下の状況（天井の石膏ボードが落下している。）

19



2階階段付近の壁紙クロスの損傷状況

20



スチール製仮設物置

21



融雪槽（蓋が閉じた状態）

22



融雪槽（蓋が開いた状態）

令和8年(ヌ)第12号
令和8年7月29日現地調査
令和8年8月10日評価

旭川地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
増 村 哲 史

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1,280,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 20,000 円
物件2（土地）	金 420,000 円
物件3（建物）	金 840,000 円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1～2の土地の内訳価格は物件3の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 旭川市秋月二条二丁目 地 番 3 番 5 8 地 目 宅地 地 積 9.29m ² 共有者 A 持分 2 分の 1 共有者 B 持分 2 分の 1		左に同じ。
2	所 在 旭川市秋月二条二丁目 地 番 3 番 6 0 地 目 宅地 地 積 173.93m ² 共有者 A 持分 2 分の 1 共有者 B 持分 2 分の 1		左に同じ。(但し、境界標は3カ所しか確認できなかったなので地積につき正確には専門家による測量を要する。)
3	所 在 旭川市秋月二条二丁目 3 番地 6 0 家 屋 番 号 3 番 6 0 種 類 居宅 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 床 面 積 1 階 67.13m ² 2 階 60.41m ² (延 127.54m ²) 共有者 A 持分 2 分の 1 共有者 B 持分 2 分の 1		現況床面積は1階約67.94m ² (延べ約128.35m ²)である。その他は左に同じ。
番号	特 記 事 項		
	な い		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等 (物件1～2)

位 置 ・ 交 通	J R 宗谷本線「新旭川」駅の北東方道路距離約1.9km、J R 函館本線「旭川」駅の北東方道路距離約4.9km、最寄り旭川電気軌道バス停「新富2条2丁目」の北東方道路距離約350mに位置する。 (別添位置図参照)	
付 近 の 状 況	中規模の戸建一般住宅が多い郊外の住宅地域で、周辺には一部にアパート等の集合住宅も介在している。地勢は概ね平坦である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60 % 200 % 建築基準法第22条区域 宅地造成等工事規制区域、景観計画区域、居住誘導区域内、都市機能誘導区域外
画 地 条 件	西側間口約10.8m、奥行長辺約20.4m、同短辺約16.2mの略台形地で、地勢は平坦である。各周辺隣接地とも概ね等高である。	
接 面 道 路 の 状 況	西側が認定幅約9mの舗装市道秋月1・2条間1丁目1号線(建築基準法第42条1項1号)に概ね等高に接面する。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件3の建物等の敷地として利用されている。 目的外建物 : なし	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり ガス配管 : なし (前面市道に公設管あり) 下 水 道 : あり	
特 記 事 項	①受命物件の土地については、現地調査及び地歴調査の結果等からは土壌汚染の可能性の端緒は確認されなかった。よって本件では、ただちに価格に重大な影響を及ぼす状況ではないと判断し、価格形成要因から除外して評価を行う。ただし、評価人の調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ②本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。 ③外構工事として、インターロッキング舗装、融雪槽がある。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件3)

区分	主たる建物
建築時期及び 経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成13年10月18日新築 経過年数：約25年 経済的残存耐用年数：約15年
仕様	屋根：亜鉛メッキ鋼板 外壁：サイディング、鋼板等 内壁：ビニールクロス等 天井：ビニールクロス等 床：木フローリング等 設備：給・排水、台所、衛生（浴室・水洗トイレ）、暖房（灯油セントラル）、給湯（灯油）、電気設備等 その他：特別なものはない模様
床面積（現況）	（登記床面積は127.54㎡） 現況床面積は約128.35㎡（未登記の増築部分がある。）
現況用途等	現況用途：第3項目的物件欄記載のとおり 間取：附属資料・建物間取図のとおり（3LDK、なおLDKは2階にある）
品等	中位
保守管理の状況	1階の洋室2、3及び廊下の天井材が剥落しており、内装材の黄ばみ汚れがやや目立つほか、ペットによるとみられる引っ掻き傷等がある。空き家のため保守管理状況は非常に劣り、前記設備等が正常に稼働するか不明である。（その他詳細は「現況調査報告書」を参照）
建物の利用状況	（現況調査報告書参照）
特記事項	①本件建物の新築時には、確認済証（2001年7月3日、第H13認建旭川000734号）、検査済証（2001年10月18日、第H13確済建築旭川市000998号）が交付されている。 ②2階のバルコニー（約7.44㎡）は、その構造上床面積から除外した。 ③敷地内にはスチール製仮設物置（約3.08㎡）があるが、可搬性を有する仮設物であるので評価上は考慮外とした。 ④本件建物内で不自然死があった（詳細は「現況調査報告書」参照）。 ⑤前記天井材の剥落は、2階水廻り設備の配管からの漏水が原因と思われるが、詳細は不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1～2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	21,000	1.00	9.29	0.80	156,000
2			173.93	0.80	2,922,000

ア 標準画地価格：

第6 参考価格資料記載の公示地等との規準価格及び類似地域所在の取引事例価格との比準価格等を考量のうえ、標準価格を 21,000 円/㎡と査定した。

イ 個別格差： 1.00 (内訳)

(内訳) 台形地:-3%、外構工事あり+3%、計±0%

ウ 地 積 計： 183.22 ㎡ 登記数量による

エ 建付減価： 0.80 受命物件の現況等を考慮して査定した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価（バルコニーを含む）を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
3	300,000	128.35	0.08	3,080,000

ウ 現 価 率： 0.08

定額法を採用し、躯体割合45%（経済的残存耐用年数15年）、仕上設備割合55%（同0年）、観察減価率を50%と査定。

計算式： $((15年/40年) \times 0.45 + (0年/20年) \times (1-0.45)) \times (1-0.5) = 0.08$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	156,000	0.30	法定地上権	47,000
2	2,922,000	0.30	法定地上権	877,000
土地利用権等価格 (合計)				924,000

イ 土 地 利 用 権 等 割 合 : 法定地上権割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1 (1) オ, 1 (2) エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2 ①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (万円未満切捨) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ
1	156, 000	-47, 000		0. 30	0. 70	0	20, 000
2	2, 922, 000	-877, 000		0. 30		0	420, 000
3	3, 080, 000	+924, 000	1. 00	0. 30		0	840, 000
一括価格 (合計)							1, 280, 000

ウ 占 有 減 価 修 正 :

修正を要しない。

エ 市 場 性 修 正 :

受命物件の特殊事情、空き家で保守管理状態が非常に劣ること及び当該地域における既存住宅の市場性等を勘案して査定した。

オ 競 売 市 場 修 正 :

第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量して査定した。

カ そ の 他 の 控 除 減 価 : ない

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（旭川－4）

所 在：旭川市秋月3条2丁目7番43
「秋月3条2－1－16」

価 格：21,200 円/㎡

位 置：JR旭川駅5.1km

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：317 ㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：南西側9m市道

用 途 指 定 等：第1種住居地域、指定建蔽率60%、指定容積率200%

地 域 の 概 要：一般住宅のほかにアパートがみられる住宅地域

2 固定資産税評価額（令和8年度）

物件1 134,705 円

物件2 2,521,985 円

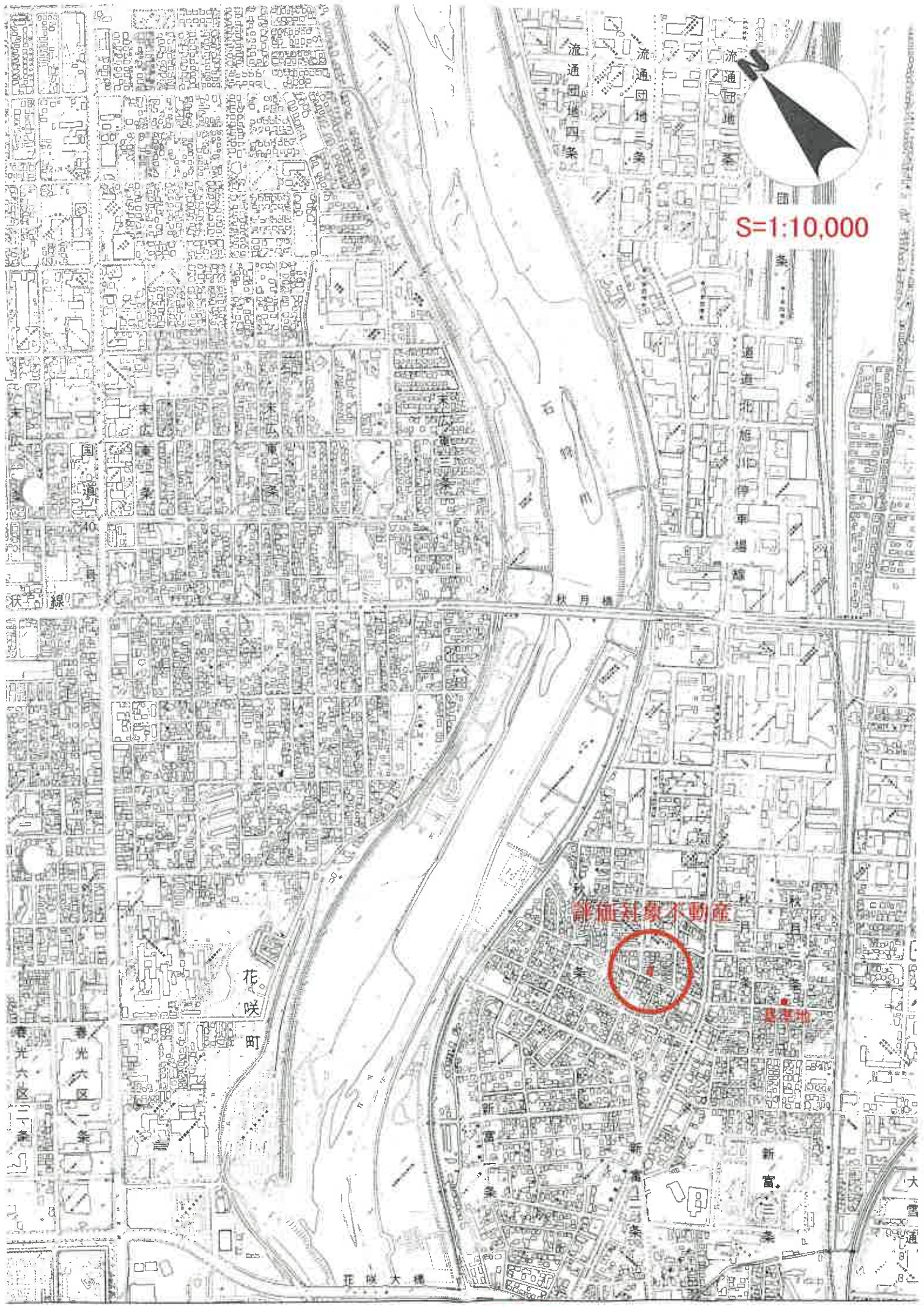
物件3 2,796,987 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図（旭川市役所「白図」）
- 2 地図（法第14条第1項）写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上



旭川市役所「白図」

位置図



本図画はA3版をA4版に縮小したものである。

(旭川地方法務局管轄)

令和8年6月12日
札幌法務局

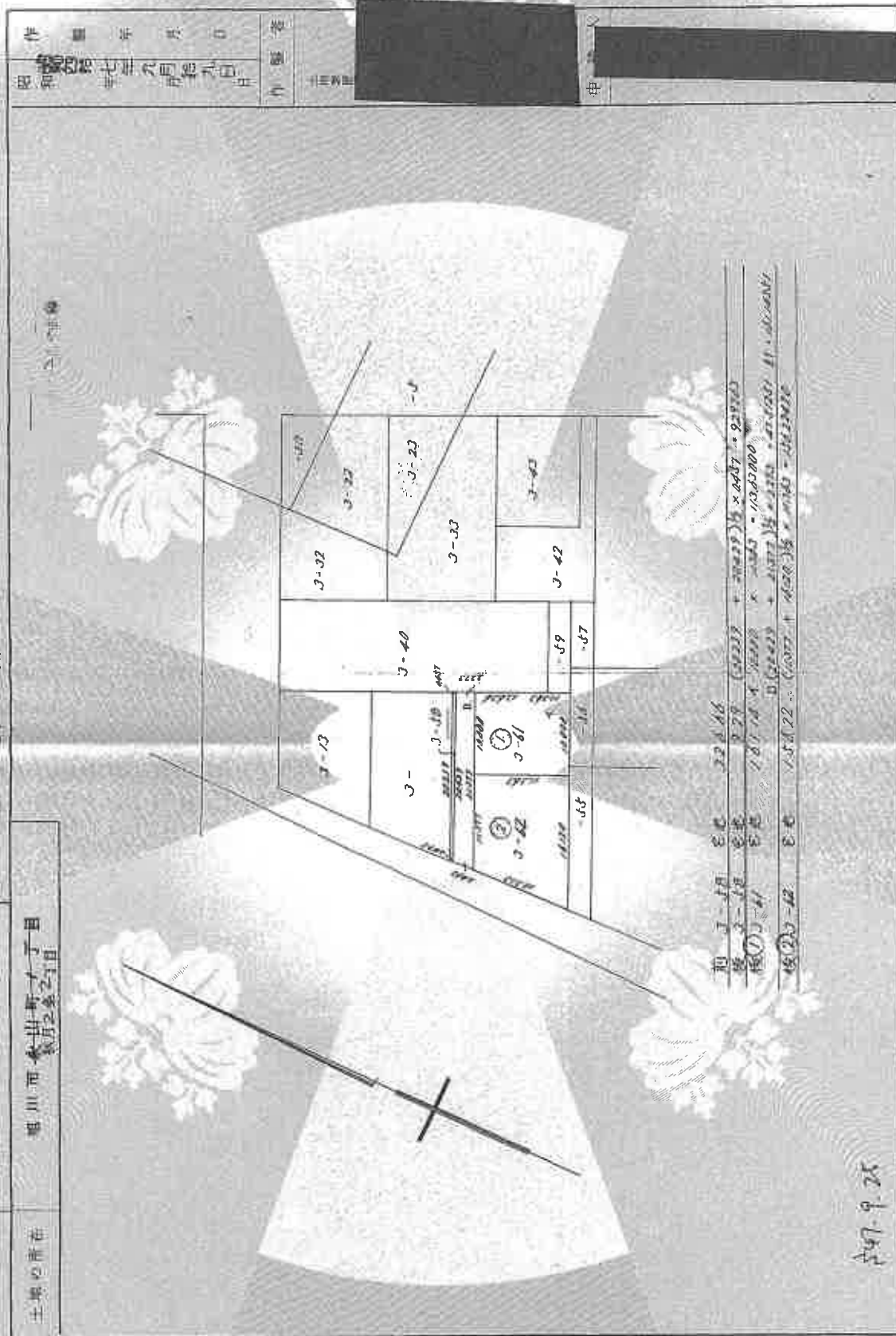
請求番号：9-1
(1/1)

登記官

100628

地番	3-58、3-59、3-60、3-62
土地の所在	旭川市東旭川町1丁目 2番2号

土地測量図



347.9.25

縮尺	1/500
----	-------

(日本土地測量士会会章)

本図面はA3紙をA4紙に縮小したものである。

これは図面に記載されている内容を証明する図面である。

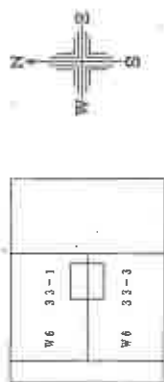
(旭川地方事務局管轄)

令和8年6月12日

札幌法務局

地 積 測 量 図

S = 1 2 5 0

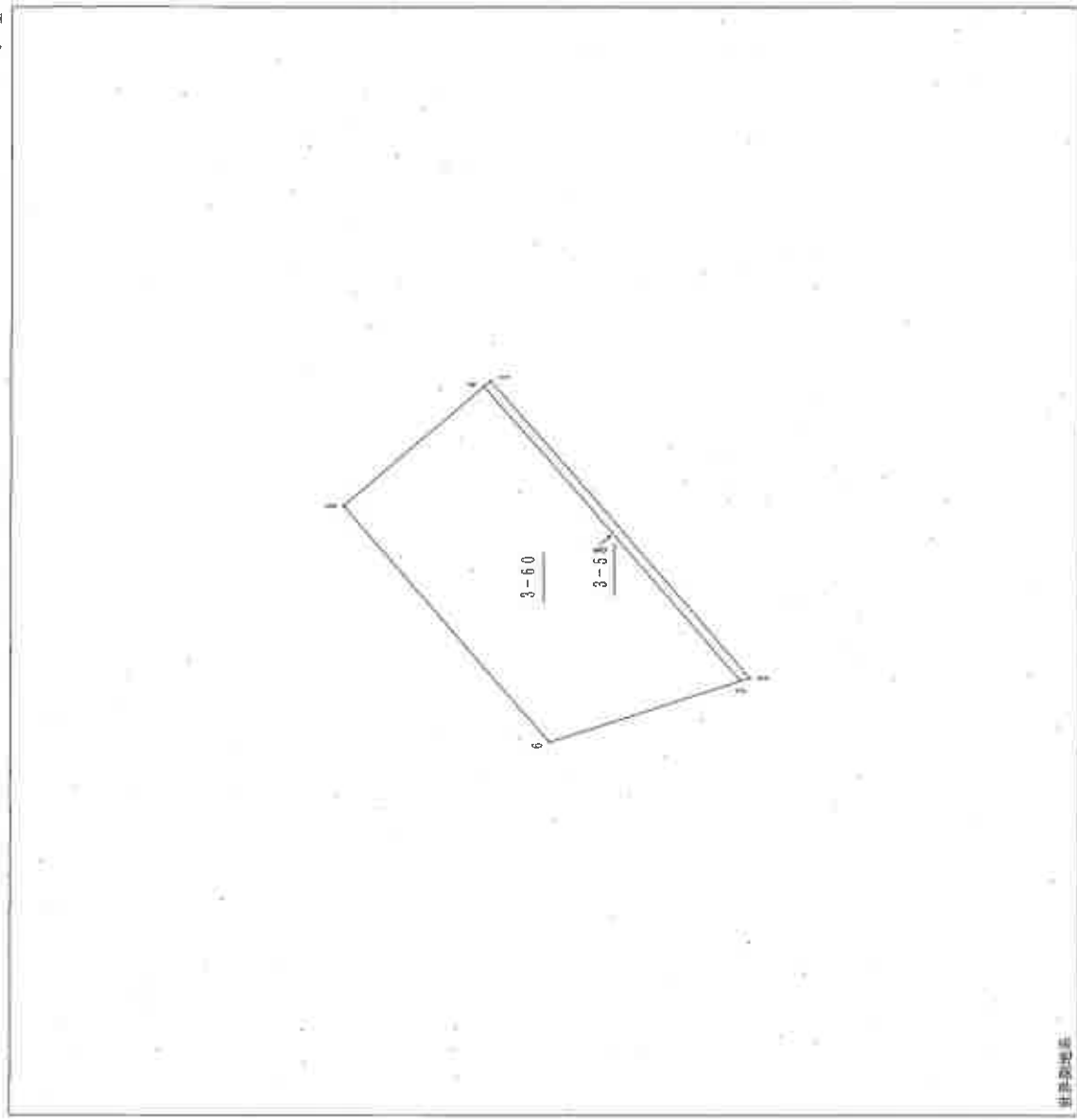


測量年度	測量日	測量地
令和 3 年	令和 3 年 7 月 2 9 日	3-58
測量者	測量者	測量者

No.	測量地	X座標	Y座標	面積 (㎡)
1	302174	-23121.989	11340.197	0.457
2	302204	-23135.339	11324.775	20.417
3	302232	-23134.897	11324.621	0.436
4	302173	-23121.643	11339.898	20.225

測量年度	測量日	測量地
令和 3 年	令和 3 年 7 月 2 9 日	3-50
測量者	測量者	測量者

No.	測量地	X座標	Y座標	面積 (㎡)
5	302154	-23114.419	11333.668	16.237
4	302173	-23121.643	11339.898	9.539
3	302232	-23134.897	11324.621	20.225
5	302167	-23125.058	11321.402	10.352



地籍調査の成果等の写しとして交付します。

令和 8 年 7 月 2 9 日

旭川市長

登記年月日：平成13年10月25日

000789



家屋番号 3番60

建物階平面図

建築物の所在 旭川市秋月2条2丁目3番地60

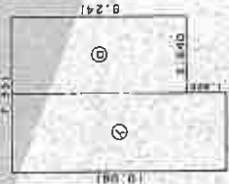
求積表
① 3.691 × 10.061 = 37.135151
② 3.640 × 8.241 = 29.937240
計 67.132391

床面積 67.13㎡

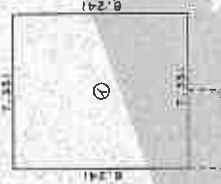
求積表
① 7.331 × 8.241 = 60.414771

床面積 60.41㎡

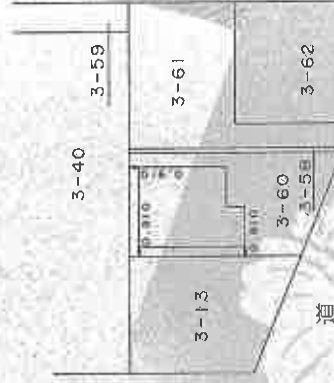
1階



2階



本図面はA3版をA4版に縮小したものである。



処理済
131025

作製者 土地家屋調査士

1 / 250

申請人

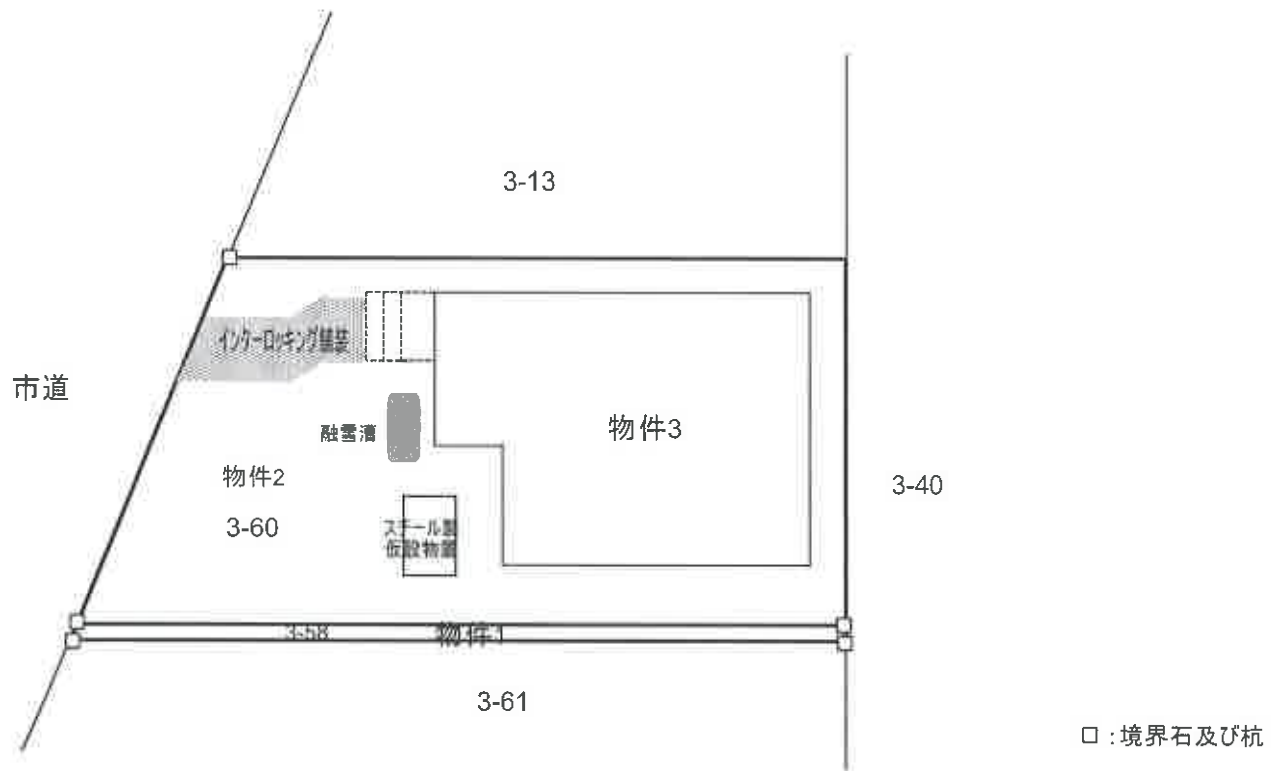
1 / 500

旭川市土地家屋調査士会統一用紙

99-9 N2 010814

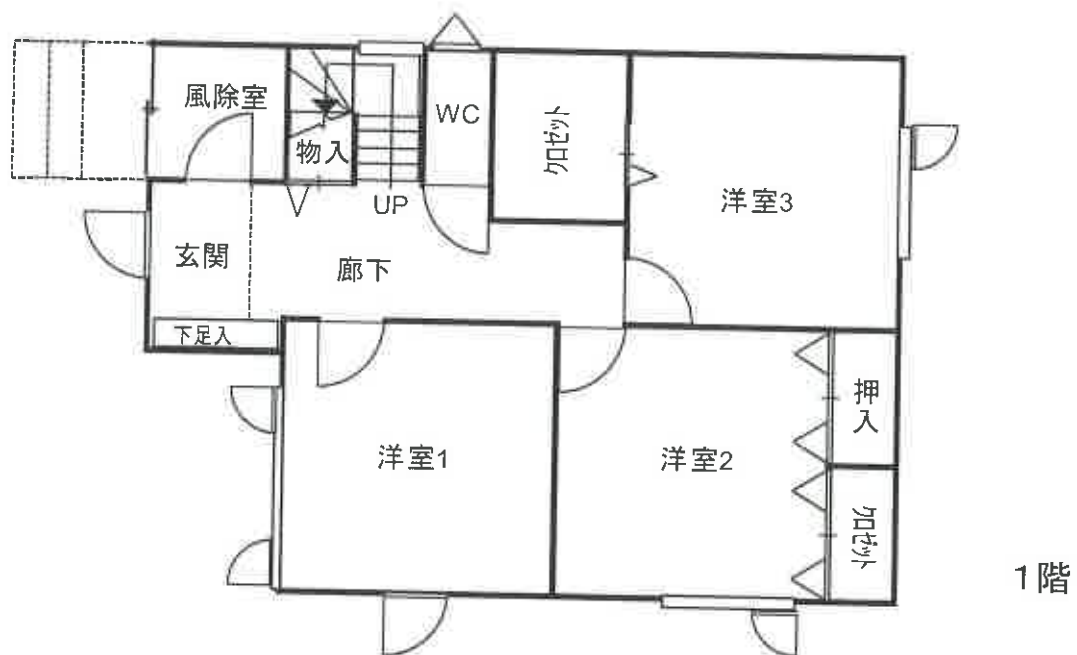
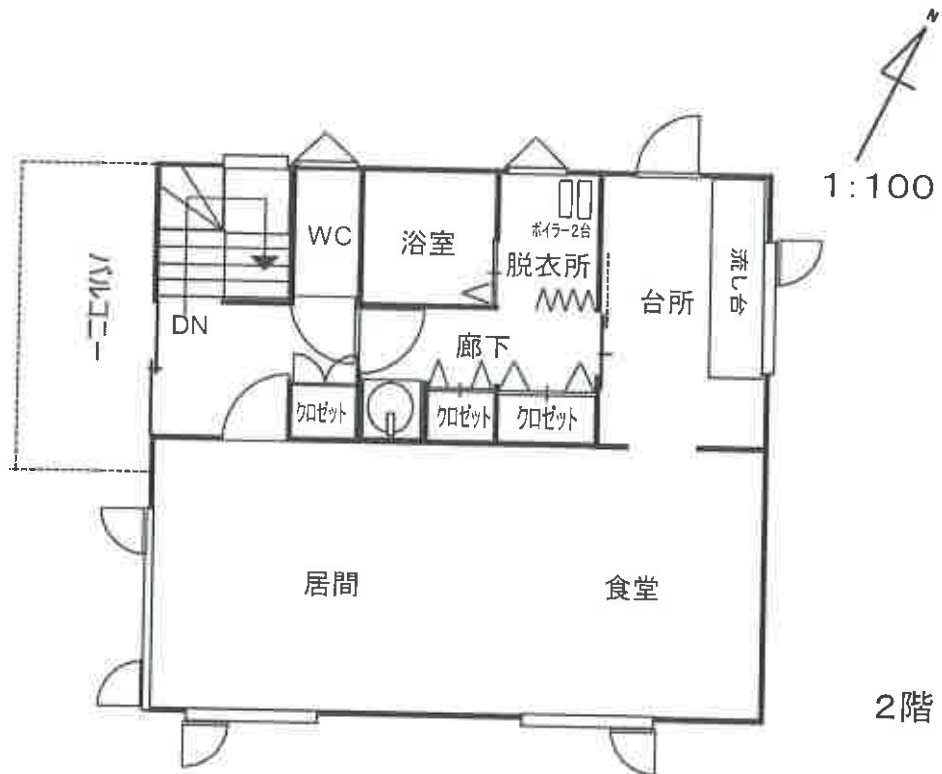
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(旭川地方支庁庁舎内)
令和8年6月12日 札幌法務局

請求番号：9-3



土地建物位置関係図

これは概略図である



建物間取図

これは概略図である